

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 酒井 竜児
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成25年1月21日
【提出日】	平成25年1月25日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更 株券等に関する重要な契約の締結 共同保有者の追加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ペイント株式会社
証券コード	4612
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪証券取引所 株式会社名古屋証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ファースト・インダストリーズ・コープ (First Industries Corp.)
住所又は本店所在地	イギリス領バージン諸島トルトラ島、ウィッカムス カイ アイ ロード タウン、バンタープールプラザ2階 (Vanterpool plaza, 2nd floor, Wickhams Cay I Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1999年2月25日
代表者氏名	ゴー・ハップジン(Goh Hup Jin)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 森 幹晴
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

重要提案行為等を行うこと。ニブシー・インターナショナル・リミテッド（以下「NIL」といいます。）は、発行者の発行済み普通株式を、8,000万株（総議決権（発行者の平成24年11月9日付第187期第2四半期報告書に記載の総株主の議決権数をいいます。以下同じ。）の30.33%（小数点第3位以下を四捨五入）に相当）取得することを旨として買い付けることを目的としており、ファースト・インダストリーズ・コープ（以下「FIC」といいます。）は、同一の目的を実現するため、その保有株券等につき、NILとの間で「(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載の合意を行っています。なお、NILが発行者の発行済み普通株式8,000万株を買い付けるに至った場合、NILの保有株式総数は、FICが既に保有している発行者の普通株式38,516,000株（総議決権の14.60%（小数点第3位以下を四捨五入）に相当）と合算して、1億1,851万6,000株（総議決権の44.94%（小数点第3位以下を四捨五入）に相当）となります。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）	38,516,000		
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 38,516,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	38,516,000	
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成24年11月9日現在）	V	265,402,443
上記提出者の 株券等保有割合（％） （ $T / (U + V) \times 100$ ）		14.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		14.51

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当なし

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

FICIは、2013年3月期に係る発行者の定時株主総会及びその後開催される発行者の株主総会において、NILと協議の上、その指示に従って議決権を行使することを、NILとの間で合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	17,042,096
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	17,042,096

【借入金の内訳】

該当なし

【借入先の名称等】

該当なし

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ニブシー・インターナショナル・リミテッド (Nipsea International Limited)
住所又は本店所在地	香港カオルーン、チョンシャワン・ロード681、トレード・スクウェア、 5階、509-515号室 (Units 509-515, 5/F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2012年8月6日
代表者氏名	チャン・ウイング・チョン(Chan Wing Cheong)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 森 幹晴
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

重要提案行為等を行うこと、NILは、発行者の発行済み普通株式を、8,000万株(総議決権(発行者の平成24年11月9日付第187期第2四半期報告書に記載の総株主の議決権数をいいます。以下同じ。)の30.33%(小数点第3位以下を四捨五入)に相当)取得することを目指して買い付けることを目的としております。なお、NILが発行者の発行済み普通株式8,000万株を買い付けるに至った場合、NILの保有株式総数は、NILの共同保有者であるFICが既に保有している発行者の普通株式38,516,000株(総議決権の14.60%(小数点第3位以下を四捨五入)に相当)と合算して、1億1,851万6,000株(総議決権の44.94%(小数点第3位以下を四捨五入)に相当)となります。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)		38,516,000	
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P 38,516,000	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S	38,516,000	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	0	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年11月9日現在)	V	265,402,443
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当なし

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

NILは、FICが、2013年3月期に係る発行者の定時株主総会及びその後に開催される発行者の株主総会において、NILと協議の上、その指示に従って議決権を行使することを、FICとの間で合意しております。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	-
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	-
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	-

【借入金の内訳】

該当なし

【借入先の名称等】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ファースト・インダストリーズ・コープ (First Industries Corp.)
- (2) ニプシー・インターナショナル・リミテッド (Nipsea International Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)	38,516,000	38,516,000	
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 38,516,000	P 38,516,000	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	38,516,000	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	38,516,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年11月9日現在)	V 265,402,443
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	14.51

直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.51
----------------------------	-------

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ファースト・インダストリーズ・コープ (First Industries Corp.)	38,516,000	14.51
ニプシー・インターナショナル・リミ テッド(Nipsea International Limited)	0	0.00
合 計	38,516,000	14.51